中国最新法令〈 速報 〉

※月 2 回発行　　2020 年 7 月 10 日号（No.331）

Ⅰ．全人代レベル
1.「香港特別行政区国家安全維持保護法」
2.「『香港特別行政区基本法』付属文書 3 に掲げる全国的法律の追加に関する決定」
Ⅱ．国務院レベル
Ⅲ．中央行政部門レベル
1. 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）
2. 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）
Ⅳ．司法解釈
1.「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（三）」
Ⅴ．地方レベル
Ⅵ．その他（意見募集稿等）
1.「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則（改正草案意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
http://www.mhmjapan.com/

弁護士　射手矢 好雄
☎ 03-5223-7713
弁護士　石本 茂彦
☎ 03-5223-7736
弁護士　江口 拓哉
☎ 06-6377-9402
弁護士　小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
弁護士　康 石
☎ 03-5223-7796
弁護士　森 規光
☎ 03-6266-8748

Ⅰ．　全人代レベル

1.「香港特別行政区国家安全維持保護法」

（原文「中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法」）
中華人民共和国主席令第 49 号、2020 年 6 月 30 日公布、同日施行

2.「『香港特別行政区基本法』付属文書 3 に掲げる全国的法律の追加に関する決定」

（原文「全国人民代表大会常务委员会关于增加《中华人民共和国香港特别行政区基本法》附件三所列全国性法律的决定」）
2020 年 6 月 30 日公布、同日施行

2020 年 6 月 30 日、第 13 期全国人民代表大会常務委員会第 20 回会議において「香港特別行政区国家安全維持保護法」（以下「本法」という。）[1]が可決され、同日公布施行された。これは、5 月 28 日に、全国人民代表大会が、「香港特別行政区における

[1] 本法は、中国の国家安全に関する基本法である「国家安全法」とは異なる。「国家安全法」は、2015 年 7 月 1 日に制定、公布され、同日から中国国内で施行されている。但し、同法は、香港基本法の付属文書 3 に列挙される香港特別行政区で施行される「全国的法律」には入っていない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

国家安全の維持保護の法律制度及び執行の仕組の確立、整備に関する決定」によって全人代常務委員会に行った授権に基づく[2]。

また、同会議では、同日、「『香港特別行政区基本法』付属文書 3 に掲げる全国的法律の追加に関する決定」も可決された。この決定により、本法が「香港特別行政区基本法」（以下「香港基本法」という。）の付属文書 3（香港特別行政区において施行される全国的法律のリスト）に掲げられ、香港特別行政区政府により公布、実施されるものとなった[3]。

本法は、総則、香港特別行政区の国家安全を維持保護する職責・機構、関連犯罪及び処罰、関連事件の管轄、法律適用及び手続、中央人民政府の駐香港特別行政区国家安全維持機構、附則の 6 つの章、合計 66 条によって構成される。本法の主な内容は下記のとおりである。

（1）総則

本法の総則では、「一国二制度」、「香港自治」、「高度自治」等を謳うと同時に、「国家安全の維持保護」や香港特別行政区の「繁栄と安定」のために、国家の分裂、国家政権の転覆、テロ活動、外国勢力との結託による国家安全危害等の犯罪の防止、制止及び懲罰の重要性が強調されている（1 条）。また、香港基本法のうち、香港特別行政区が中国の「不可分の一部」であること、及び「高度な自治権を享受する地方行政地域であり、中央人民政府が直轄する」ものであることを示す条項を明示的に引用[4]して、これらを本法の「根本的条項」と位置づけている（2 条）。

他方、「人権の尊重と保障」にも言及し、言論・新聞・出版の自由、結社・集会・デモの自由の保護（4 条）、また罪刑法定主義、推定無罪、一事不再理等の原則にも触れている（5 条）。その一方で、中国の主権、統一及び領土の完全性の維持も強調し、これを「香港の同胞を含む全中国人民の共通の義務」と位置づけている（6 条）。従って、中国の主権を害するような言論の自由や集会の自由等は制限されることになる。

（2）香港特別行政区の国家安全を維持保護する職責・機構

① 職責

国家安全維持保護のための香港特別行政区政府の職責として、「学校、社会組織、

[2] 同決定については、本ニュースレターNo.329（2020 年 6 月 5 日発行）を参照されたい。
[3] 香港基本法では、付属文書 3 で掲げられる「全国的法律」は、香港特別行政区が現地（香港）において公布又は立法することにより施行されるとしている（18 条 2 項）。同条では、このほかに、香港特別行政区で施行される「全国的法律」が同法付属文書 3 に列挙される法律等に限られること（同 2 項）、全人代常務委員会が、香港特別行政区政府への意見諮問等を前提に付属文書 3 に列挙される法律等の追加削減ができること（同 3 項）、並びに付属文書 3 に入れられる法律等は、国防、外交及びその他同法で自治の対象外とされる事項に関するものに限られることが定められている（同 3 項）。なお、付属文書 3 に列挙される「全国的法律」のうち、実質的には香港特別行政区のみを対象としているものは、今回の本法のほか、香港特別行政区駐留軍法がある。
[4] 「香港基本法」1 条（中国の不可分の一部分）：香港特別行政区は、中華人民共和国の不可分の一部分である。
同法 12 条（高度な自治権及び直轄）：香港特別行政区は、中華人民共和国における高度な自治権を享受する地方行政地域であり、中央人民政府が直轄する。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

メディア、ネットワーク」における国家安全保障関連事項の広報、指導、監督、管理の強化（9 条）や、これらを通じた国家安全宣伝教育キャンペーンの展開、香港特別行政区住民の国家安全意識とコンプライアンス意識向上に努めるべきこと（10 条）等を定めている。

また、香港特別行政区の行政長官は、同区における国家安全維持保護の職責の履行状況について年次報告書を中央人民政府に提出し、中央人民政府から要求があった場合、行政長官は国家安全の維持について特定事項を遅滞なく報告しなければならない（11 条）。

② 機構

(a)「国家安全維持委員会」の設置：香港特別行政区に設置される、同区の国家安全維持保護事務を担当する主要機関であり、中央人民政府の「監督と問責」を受ける（12 条）。同委員会の業務は、香港特別行政区のその他の機関、組織及び個人の干渉を受けず、かつ業務情報は非公開であり（14 条）、また同委員会の決定は司法的審査の対象外である（15 条）。

(b)警察における国家安全部門の設置：香港特別行政区政府の警察機関（警務処）内には、国家安全維持保護部門が設置される（16 条）。

(c)「国家安全危害犯罪事件検察部」の設置：香港特別行政区律政司に、特別な国家安全危害犯罪事件検察部を設置し、国家安全危害に関する犯罪訴追等を担当する（18 条）。

（3）関連犯罪及び処罰

本法 20 条から 30 条までは、国家安全危害犯罪に関わる犯罪及びこれに対する処罰が詳細に規定されている。

① 国家分裂罪（20、21 条）

香港の分離独立、法的地位の変更、外国統治への復帰等への関与等についての犯罪。

② 国家政権転覆罪（22、23 条）

中華人民共和国の根本制度、中央政権機関・香港特別行政区政府機関等の転覆やこれらの職責履行に対する重大な干渉・阻害・破壊等についての犯罪。

③ テロ活動罪（24～28 条）

テロ活動等についての犯罪、なお、交通機関、電力設備等の破壊等も、テロ活動の一環として明記された。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

④ 国外と結託した国家安全危害犯罪 （29、30 条）

(a)外国、海外の機構、組織等のための国家安全にかかわる国家秘密ないし情報の窃取等についての犯罪。(b)外国、海外の機構、組織等のために（あるいは共謀し、又は指示や支援を受ける等して）行う、(i)国家主権・統一等への重大な危害、香港特別行政区及び中央政府が制定した法律、政策の執行の重大な阻害、(ii)選挙の操作・破壊、(iii)香港又は中国に対する制裁等の敵対行動、(iv)香港居民の中央人民政府又は香港特別行政区政府に対する憎悪の引き起こし等についての犯罪。

⑤ 処罰

法定刑の最高刑は無期懲役である。

また、本法には法人処罰規定も置かれている。すなわち、会社、団体等の法人又はその他の組織が、本法により定められている犯罪を行った場合には、当該組織に対して罰金科される。また、刑罰が科された場合には、営業停止もしくは営業許可証の取消を命じなければならないともされる（31 条）。

このほか、香港の永久住居権のない者に対する国外追放や（34 条）、立法会・区議会等における被選挙資格の剥奪等も規定されている（35 条）。

⑥ 域外適用等

さらに、本法は、犯罪の適用範囲として、通常の国内犯（外国人による場合も含む）（36 条）、香港居民等による国外犯（37 条）のほか、外国人（香港居民以外）が香港特別行政区の域外で行った行為についても適用される（38 条）。

（4）関連事件の管轄、法律適用及び手続

本法は、上記の事件等の管轄、法律適用及び手続についても規定している。主な内容は以下のとおりである。

① 管轄機関等

香港特別行政区は本法が定める犯罪事件を管轄する。但し、後述のとおり、中央人民政府が設置する国家安全維持保護公署が管轄を行使する場合（本法 55 条規定の場合）はこの限りではない（40 条）。

② 適用法令、審判の公開及び秘密審理等

香港特別行政区は国家安全危害罪に係る案件を管轄する場合、立件捜査・公訴・審判及び刑罰の執行等の手続は、本法及び香港特別行政区の法律を適用する。審判は原則として公開で行われる。国家秘密、公共秩序等の状況に関わって公開審理が適切でない場合には、審理の全部又は一部について、取材者及び公衆の傍聴を禁止する。但し、判決結果は一律に公開する（41 条）。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

③　警察による措置

警察機関（警務処）の国家安全維持保護部門が、国家安全危害罪に係る案件を処理するときは、香港特別行政区の現行法が定める重大犯罪の捜査の際のあらゆる措置を採ることができる。また、(a)被疑者に対する旅券の提出又は出国制限の命令、(b)情報掲載者又は情報サービス業者に対する、情報の削除又は協力の命令、(c)外国当局、外国組織、及びそれらの代理人に対する資料提供の命令、(d)（要件とする）通信の傍受又は秘密監視（原文：秘密監察）等の措置も可能とされている（43 条）。

④　裁判官の指定、陪審の排除等

国家安全危害罪に係る案件を担当する裁判官は、香港の各級の裁判所の裁判官等のなかから、香港特別行政区行政長官が指定する（任期は 1 年間）。香港の各級の裁判所で国家安全危害罪について審理する場合は、こうした指定裁判官によって処理されなければならない（44 条）。

また、香港特別行政区の高等法院第一審法廷（原文：原訟法廷）で審理される国家安全危害罪に係る案件について、司法長官（原文：律政司長）は、国家秘密の保護・渉外・陪審員及びその家族の人身安全の保障等を理由として、陪審団の排除を命じることができる（46 条）。

（5）中央人民政府が設置する駐香港国家安全維持機構

①　国家安全維持保護公署

中央人民政府は、香港特別行政区に国家安全維持保護公署を設立する（48 条）。国家安全維持保護公署は香港特別行政区が国家安全維持保護の職責を履行することについて監督・指導し（49 条 1 項）、かつ国家安全危害犯罪事件を処理する職責（49 条 4 項）を有する。また、国家安全維持保護公署は、香港特別行政区政府及び外交部の駐香港特別行政区特派員公署と連携し、外国又は国際組織の駐香港特別行政区機構、外国及び海外 NGO の報道機関に対する管理及びサービスを強化することができる（54 条）。

②　中央人民政府による管轄の行使

以下のような特殊な状況がある国家安全危害犯罪事件に対しては、香港特別行政区政府又は国家安全維持保護公署により報告され、中央人民政府が批准した場合、中央人民政府が設置した国家安全維持保護公署が当該事件に対して管轄権を行使することができる。

(a)事件において外国又は域外の勢力が参与し、香港特別行政区が管轄しにくい複雑な状況
(b)香港特別行政区政府を本法を執行させられない厳重事態が発生した状況
(c)国家安全が重大な現実脅威がある状況（55 条）

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

上記状況がある犯罪事件が発生した場合、国家安全維持保護公署が立件・捜査し、中央の最高人民検察院が検察機関を指定し、検察権を行使する。また、中央の最高人民法院が管轄する法院（裁判所）を指定し、裁判権を行使する（56 条）。この場合の刑事手続には、中国本土の刑事訴訟法等が適用される（57 条）。また、こうした中央管轄の案件については、当該犯罪の情況を知るものに対しては事実に基づき証言をする義務があることが明記されている（59 条）。

③ 職務行為に対する香港政府の非管轄

国家安全維持保護公署が行う本法による職務執行については、香港特別行政区に管轄の権限はなく、また、国家安全維持保護公署が発行した証明書類を持つ人員又は車両が職務を執行する際は、香港特別行政区法執行人員の検査・捜査及び差し押さえを受けない（60 条 1 項、2 項）。

（6）香港の法律との優先関係、解釈権

香港特別行政区の法律と本法の間に矛盾がある場合、本法の規定が適用される（62 条）。また、本法の解釈権は、全人代常務委員会が持つ（65 条）。

（全 66 条）

Ⅱ. 国務院レベル

該当なし

Ⅲ. 中央行政部門レベル

1. 「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」

（原文「外商投資准入特別管理措施（負面清单）（2020 年版）」）

国家発展改革委員会、商務部令第 32 号、国家発展改革委員会、商務部 2020 年 6 月 23 日公布、2020 年 7 月 23 日施行

2. 「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」

（原文「自由贸易区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2020 年版）」）

国家発展改革委員会、商務部令第 33 号、国家発展改革委員会、商務部 2020 年 6 月 23 日公布、2020 年 7 月 23 日施行

2020 年 6 月 23 日、国家発展改革委員会及び商務部は、①外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）（以下「全国版ネガティブリスト 2020 年版」という。）、及び②自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

年版）（以下「自由貿易試験区ネガティブリスト 2020 年版」という。）を公布した[5]。

全国版ネガティブリスト 2020 年版の項目数は、外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）の 40 項目から、33 項目に減少した。

また、自由貿易試験区ネガティブリスト 2020 年版の項目数は、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）[6]の 37 項目から、30 項目に減少した。

全国版ネガティブリスト 2020 年版及び自由貿易試験区ネガティブリスト 2020 年版では、全国版ネガティブリスト 2019 年版及び自由貿易試験区ネガティブリスト 2019 年版から新たに加わった特別管理措置は存在せず、①自由貿易試験区でのみ試行されてきた開放措置が今回の改正により全国に拡大した項目、②今回の改正により全国及び自由貿易試験区で共に規制が緩和された項目、③全国では引き続き規制されているが自由貿易試験区でのみ規制が緩和された項目が存在する。それぞれの概要は以下のとおりである。

（1）自由貿易試験区で試行されてきた開放措置が全国に拡大した項目

分野	全国版ネガティブリスト 2019 年版	全国版ネガティブリスト 2020 年版
農業、林業、牧畜業、漁業	・小麦新品種の選抜育種及び種子の生産は中国側の持分支配としなければならない（全国リスト 2019 年版 1 項）	・小麦新品種の選抜育種及び種子の生産は中国側の持分比率が 34%を下回ってはならない（全国リスト 2020 年版 1 項）
製造業	・放射性鉱物の製錬及び加工、核燃料の生産への投資を禁止する（全国リスト 2019 年版 7 項）	・左記項目の削除

（2）全国と自由貿易試験区で共に規制が緩和された項目

分野	全国版ネガティブリスト 2019 年版 自由貿易試験区ネガティブリスト 2019 年版	全国版ネガティブリスト 2020 年版 自由貿易試験区ネガティブリスト 2020 年版
製造業	・商用車の製造に係る中国側の持分比率は 50%を下回ってはならない（全国リスト 2019 年版 9 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 6 項）	・左記項目の削除

[5] 自由貿易試験区リストは、全国 18 箇所の自由貿易試験区（上海、広東、重慶、四川等）において適用されるネガティブリストである。
自由貿易試験区リスト 2020 年版は、全国リスト 2020 年版に比べてより緩和された内容となっている。例えば、①中国の管轄海域及び内陸水域における水産物の漁獲への投資の禁止（全国リスト 2020 年版 4 項）や漢方薬煎じ薬の炮製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資の禁止（全国リスト 2020 年版 8 項）について、自由貿易試験区リスト 2020 年版では規制されておらず、②全国リスト 2020 年版 6 項では出版物の印刷について中国側の持分支配とされているが、自由貿易試験区リスト 2020 年版では制限されていない。さらに、トウモロコシ新品種の選抜育種及び種子の生産について、全国リスト 2020 年版 1 項では中国側の持分支配とされているところ、自由貿易試験区リスト 2020 年版 1 項では中国側の持分比率が 34%を下回らないとの要件を満たせば足りる。

[6] 全国リスト 2020 年版と自由貿易試験区リスト 2020 年版の施行により、全国リスト 2019 年版及び自由貿易試験区リスト 2019 年版は廃止される。なお、全国リスト 2019 年版及び自由貿易試験区リスト 2019 年版については、本ニュースレターNo.306（2019 年 7 月 12 日発行）を参照されたい。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業	・都市人口 50 万以上の給排水管網の建設、運営は中国側の持分支配としなければならない（全国リスト 2019 年版 12 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 9 項）	・左記項目の削除
交通輸送、倉庫保管及び郵政業	・航空交通管制への投資を禁止する（全国リスト 2019 年版 18 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 15 項）	・左記項目の削除
金融業	・証券会社及び証券投資基金管理会社は外国側の持分比率が 51%を超えてはならない（全国リスト 2019 年版 22 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 19 項）	・左記項目の削除
	・先物取引会社は外国側の持分比率が 51%を超えてはならない（全国リスト 2019 年版 23 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 20 項）	
	・生命保険会社は外国側の持分比率が 51%を超えてはならない（全国リスト 2019 年版 24 項、自由貿易試験区リスト 2019 年版 21 項）	

（3）自由貿易試験区でのみ規制が緩和された項目

分野	自由貿易試験区ネガティブリスト 2019 年版	自由貿易試験区ネガティブリスト 2020 年版
製造業	・漢方薬煎じ薬の「蒸」、「炒」、「炙」、「煅」等の炮製技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する（自由貿易試験区リスト 2019 年版 5 項）	・左記項目の削除 （なお、全国リスト 2020 年版 8 項では左記項目が規定されている。）
教育業	・外国の教育機関、その他の組織又は個人は、中国公民を主な募集対象とする学校及びその他の教育機関を単独で設立してはならない（非学校教育類職業技能訓練機構は含まない）（自由貿易試験区リスト 2019 年版 28 項）	・外国の教育機関、その他の組織又は個人は、中国公民を主な募集対象とする学校及びその他の教育機関を単独で設立してはならない（非学校教育類職業技能訓練機構、学校教育類職業教育機構[7]は含まない）（自由貿易試験区リスト 2019 年版 21 項）

Ⅳ. 司法解釈

1. 「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（三）」

（原文「关于依法妥善审理涉新冠肺炎疫情民事案件若干问题的指导意见（三）」）

法発［2020］20 号、最高人民法院、2020 年 6 月 8 日公布、施行

[7] 学校教育類（原文：学制类）職業教育機構について、法令上の定義は存在しないが、国家の教育方針や政策に基づき、教育内容、学習年限、入学条件等について定めた規定が存在する。一般的に、上記規定に沿って教育業として料理師専門学校、美容師専門学校、運転手専門学校を運営する場合などは学校教育類職業教育機構に該当するのに対して、上記規定に沿わずに料理研修コース、美容研修コース、運転研修コースを開設する場合などは非学校教育類職業教育機構に該当すると考えられる。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

最高人民法院は、2020 年 6 月 8 日、「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（三）」（以下「本指導意見」という。）を公布した。

本指導意見は、2020 年 4 月 16 日に公布された「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（一）」[8]及び 2020 年 5 月 15 日に公布された「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（二）」[9]に続き、新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下での民事事件の審理に関する諸問題について対応方法を定めるものである。本指導意見は、主に渉外商事事件・海商事件における訴訟手続について対応方法を定めるものである。

以下では主に渉外商事事件に適用される規定について紹介する。

（1）各種期限の延長について

人民法院に対して身分証明又は代表者の訴訟参加証明を提出[10]する外国企業又は組織が、新型コロナウイルス感染症又はその防止措置のために公証、認証その他関連手続を受けられないことから提出期限の延長を申請した場合、人民法院は当該申請を許可すべきであり、具体的な状況を考慮の上、延長後の提出期限を設定する（1 条）。また、中国領域内に住所を有しない当事者が中国領域外から委任状を交付しなければならない場合についても同様に当事者の延長の申請に基づいて期限を延長すべきである（1 条）。

新型コロナウイルス感染症又はその防止措置の影響により、当事者が中国国外で作成された証拠を期限内に提出できない場合に、当事者から期限の延長の申請があった場合、裁判所は当事者の説明を求め、証拠の形式、内容、証明対象等の情報を収集したうえで、理由があると判断すれば、提出期限を延長することができる（2 条）。この場合、提出期限は相手方との関係でも延長される。

中国領域内に住所を有しない当事者が新型コロナウイルス感染症又はその防止措置の影響のため期間内に答弁書の提出又は上訴の提起を行うことができず、民事訴訟法 268 条、269 条に基づき期間の延長を申請する場合、人民法院は当該申請を許可すべきであり、具体的な状況を考慮の上、延長後の期限を設定する（4 条）。

外国の裁判所が出した判決もしくは裁定又は外国仲裁についての承認・執行の申請期限である 2 年以内に、新型コロナウイルス感染症又はその防止措置の影響により申請を行うことができなかった場合、期限経過後 6 か月以内に、当事者が民法総則 194 条 1 項 1 号に基づき執行の中止の主張を行った場合、人民法院はこれを支持

---

[8] 本ニュースレターNo.326（2020 年 4 月 30 日発行）を参照されたい。
[9] 本ニュースレターNo.330（2020 年 6 月 19 日発行）を参照されたい。
[10] 「『民事訴訟法』の適用に関する解釈」523 条（外国人の訴訟参加）1 項：外国人が訴訟に参加する場合、人民法院に旅券等の自身の身分を証明する証明書を提出しなければならない。
同条 3 項：外国の企業又は組織を代表して訴訟に参加する者は、人民法院にそれが代表者として訴訟に参加する権利を有する証明を提出しなければならず、当該証明は、所在国の公証機関による公証を経て、かつ当該国に駐在する中華人民共和国の大使館もしくは領事館の認証を経るか、又は中華人民共和国と当該所在国が締結した関連する条約において定められた証明手続を履行しなければならない。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

する。

（2）審理に際しての適用法令について

新型コロナウイルス感染症に関わる渉外商事事件・海商事件についての法律問題を処理する場合、「渉外民事関係法律適用法」等に従って処理し、中国の法律に従って不可抗力の規定に関する問題を処理する場合、「新型コロナウイルス肺炎感染症の蔓延に係る民事事件の法に基づく適切な審理における若干問題に関する指導意見（一）」に従って処理をする。他方、事件に外国法が適用される場合、人民法院は中国法における不可抗力に関する規定に基づいて処理してはならず、当該外国法における不可抗力に関する成文法・判例法の内容を正確に理解したうえで処理をしなければならない（6 条）。

（3）その他

上記以外、本指導意見は新型コロナウイルス感染症の影響のもとに発生する信用状等関連事件（8 条）、海商事件（11 条～13 条）、コンテナ使用（14 条）、貨物輸送代理（15 条）、船舶修造（16 条）、香港・マカオ・台湾に関わる紛争（19 条）の審理についても規定を定めた。

（全 19 条）

Ⅴ. 地方レベル

該当なし

Ⅵ. その他（意見募集稿等）

1. 「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則（改正草案意見募集稿）」

（原文「外国投资者对上市公司战略投资管理办法（修订草案公开征求意见稿）」）
商務部、中国証券監督管理委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務局、国家市場監督管理総局、国家外貨管理局、2020 年 6 月 18 日公布、意見募集期限 2020 年 7 月 19 日

2020 年 6 月 18 日、商務部は中国証券監督管理委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務局、国家市場監督管理総局、国家外貨管理局と共に「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則（改正草案意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）を公表し、2020 年 7 月 19 日までの期間で意見募集を行っている。

中国経済の急速な発展に伴い、現行の「外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理規則」（以下「現行管理規則」という。）は多くの課題に直面している。具体的には、

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

投資条件が比較的厳しいこと、投資方式が株式の直接発行と合意による移転の 2 種類だけと少ないこと、現行管理規則に基づく外国投資家に対する管理体制と近年の外国投資に関する改革との間で整合がとれていないこと等が挙げられる。また、2019 年に公布の「外商投資法」[11]及び関連法令の制定により、中国における外商投資管理制度は大幅に変更された。これを踏まえて、外商投資法との整合性を図り、外国投資家による買収等の投資を奨励するため、商務部と関連する 5 部門が現行管理規則について全面的な見直しを図ったのが本意見募集稿である。

（1）適用対象の明確化

本意見募集稿では、外国投資家による A 株[12]の取得方式（戦略投資）は、①協議譲渡、②上場会社による新株特定割当発行、③公開買付の方式、④その他の方式の 4 つであるとされ（2 条）、公開買付の方式による戦略投資を行うこともできるようになる。

また、本意見募集稿では、①適格外国機構投資者（QFII）及び人民元適格外国機構投資者（RQFII）が上場会社に投資を行う場合、②「滬港通」（Shanghai-Hong Kong Stock Connect）、「深港通」（Shenzhen-Hong Kong Stock Connect）及び「滬倫通」（Shanghai-London Stock Connect）を通じて上場会社に投資を行う場合、③外国投資家が、投資をしている株式有限会社が IPO を行ったことによって A 株を取得する場合、④中国証監会の関連規定に合致する外国の自然人が二級市場で上場会社の株式を購入する方式及び株式インセンティブの方式により上場会社の株式を取得する場合は、戦略投資に関する規定が適用されないとしている（26 条）。

なお、実質的に新しく規定された点として、外国投資家による全国中小企業株式譲渡システム公示取引会社[13]への戦略投資についても、本規則を参照して取り扱わなければならない旨が定められた（27 条）。

（2）投資条件の大幅な引き下げ

① 資産要件の引下げ及び譲渡禁止期間の短縮

本意見募集稿は外国投資家が支配株主とならない場合の要件を、①外国投資家が現に有している実物資産の総額が 5,000 万米ドル（現行管理規則：1 億米ドル）以上、又は②管理・運用する実物資産の総額が 3 億米ドル（現行管理規則：5 億米ドル）以上と、資産要件を緩和する形で規定した（4 条）。また、外国投資家が取得した A

[11] 2019 年 3 月 15 日、全国人民代表大会において、「外商投資法」が公布され、2020 年 1 月 1 日から施行された。詳細は、本ニュースレターNo.298 号（2019 年 3 月 18 日発行）を参照されたい。
[12] A 株の正式な名称は、人民元普通株券であり、中国国内（上海・深圳の株式市場）で上場され、国内の機構・組織又は個人向けの人民元で取引される普通株券を指す。これに対して、B 株とは、上海証券取引所や深セン証券取引所に上場している外貨建ての株式のことを指す。B 株は外貨で取引されるが、株式市場では人民元建てで表記されている。
[13] 全国中小企業株式譲渡システム公示取引会社は、中国における新興中小企業の店頭銘柄市場である National Equities Exchange and Quotations（NEEQ、中小企業株式譲渡システム）に上場している企業を指す。NEEQ は中国の全国的な証券取引場で、主として革新的な起業家や成長志向の中小・マイクロ企業発展のためにサービスを提供している。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

株の譲渡禁止期間を、現行管理規則の 3 年間から 12 カ月に短縮した（7 条）。

② 初回取得株式比率規制の廃止・引下げ

初回取得株式比率規制について、本意見募集稿では以下のように取得方式によって個別に規定されている。①外国投資家が上場会社による新株特定割当発行によって戦略投資を行う場合は、10%の取得比率の制限が廃止されている（10 条）。②外国投資家が協議譲渡の方式によって戦略投資を行う場合は、取得比率の制限は 10%から 5%に引き下げられている（11 条）。③外国投資家が公開買付の方式により戦略投資を行う場合は、買付予定の上場会社株式の割合は、当該上場会社の発行済株式の 5%を下回ってはならないと規定されている（12 条）。

③ 外国自然人の上場会社への戦略投資が可能であることの明示

2018 年修正案では、自然人による投資も可能である旨が規定されるに留まっていたが、本意見募集稿では、外国自然人が戦略投資を行うことができる外国投資家として明確に位置付けられた（1 条）。

（3）監督管理方式の改革

① 外商投資情報報告制度[14]との整合化

本意見募集稿では、戦略投資を行う際の外商投資情報報告手続きについて規定している。具体的には、外国投資家が上場会社に対して戦略投資を完了した後、外国投資家の持株比率の変更が累計 5%を超える場合又は支配的地位もしくは相対的支配的地位に変更が生じる場合、上場会社及び外国投資家は商務主管部門に投資情報を提出しなければならないと規定されている（16 条）。また、商務主管部門が上場会社及び外国投資家の監督検査の職責を担当することが明確化され、規定に反して投資情報を提出しなかった外国資家及び上場会社に対する罰則が規定されている（24 条）。

② 自主規制管理の厳格実施・情報開示の強化

商務部門の機能が、戦略投資を行う外国投資家に対する事前の管理から、「提出された投資情報」についての事後的な監督検査へと転換されることとなったことを受けて、外国投資家が戦略投資を行う時の適法性は、一次的には、外国投資家による情報開示及び仲介機構[15]による自主規制管理によることとなった。

そこで、本意見募集稿では、自主規制管理が厳格に実施されるよう、外国投資家が戦略投資を行う場合、関連仲介機構に依頼して、当該戦略投資が本意見募集稿に規

[14] 商務部、国家市場監督管理総局は 2019 年 12 月 30 日に、「外商投資情報報告規則」を公布し、2020 年 1 月 1 日から実行した。詳細は、本ニュースレーターNo.318（2020 年 1 月 10 日発行）を参照されたい。

[15] 仲介機構は、「証券法」160 条に定める証券サービス機構である。会計士事務所、弁護士事務所及び証券投資コンサルティング、資産評価、信用格付、財務顧問、情報技術システムのサービスに従事する証券サービス機構を含む。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

定された戦略投資の要件に合致しているかについて、デュー・ディリジェンスを行い、かつ意見を表明しなければならないと規定されている（6 条）。また、仲介機構が努力義務を尽くさず、作成、発行した文書に虚偽記載、誤解を生じさせる記述又は重大な遺漏があった場合、中国証監会は、「証券法」[16]の関連規定に従い当該仲介機構に対して処罰を行うと規定されている（25 条）。

情報開示の強化については、外国投資家及び上場会社は、権益変動報告書、買収報告書、公開買付報告書及び上場会社買収報告書等の関連文書において、当該戦略投資が法律の規定に合致しているかどうかについて、情報開示を行わなければならないと規定されている（13 条）。

上記のほか、本意見募集稿では、国の国有資産管理、税収、会社登記、外貨管理、独占禁止審査、国外投資管理及び金融機関管理等の制度・規定との整合化が図られ、外国投資家が戦略投資を行う時、関連条件を満たしていなければならない旨が定められている（5 条、8 条、9 条、18 条～23 条）。

（全 29 条）

[16]「証券法」は 2019 年 12 月 28 日に改正され、2020 年 3 月 1 日から施行された。詳細は、本ニュースレターNo.319（2020 年 1 月 24 日発行）を参照されたい。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

NEWS

➢ 森 規光弁護士が北京オフィス首席代表に就任しました

当事務所は、2019 年 12 月、森 規光弁護士が当事務所の北京オフィス首席代表に就任する旨の認可を中国司法当局から得ておりましたが、この度、同弁護士が北京に駐在するために必要な資格を全て取得し、北京オフィスに着任し、執務を開始しましたのでお知らせいたします。

弊所は、1998 年に北京オフィス、2005 年に上海オフィスを開設し、東京、大阪等の国内オフィスと一体となって、クライアントの皆様の中国関連法務のサービスを提供させていただいております。森弁護士は、中国法務及びコーポレート・M&A 分野を専門としており、米国での留学・研修を経た後、2017 年から 2019 年まで当事務所の上海オフィス一般代表を務め、2019 年 1 月に当事務所のパートナーに就任しております。

なお、前任の小野寺 良文弁護士は、東京オフィスに帰任しております。

➢ 新型コロナウイルス対応　参考リンク集

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細はこちら、英語版はこちらをご参照ください。

中国プラクティスグループ
射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、
山口健次郎、鈴木幹太、宇賀神崇、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、
岩佐勇希、真下敬太、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎
李珉、姚珊、吉佳宜、崔俊、張超、解高潔、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴楽天、
呉馳、孟立恵、張雪駿、沈暘

TOKYO
〒100-8222　東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL ： 03-5223-7713
FAX ： 03-5223-7613
✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号
恒生銀行大厦 6 階　200120
TEL ： ＋86-21-6841-2500
FAX ： ＋86-21-6841-2811
✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING
北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 316 号室　100004
TEL ： ＋86-10-6590-9292
FAX ： ＋86-10-6590-9290
✉ beijing@mhm-global.com

（当事務所に関するお問い合せ）
森・濱田松本法律事務所　広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。
© 2020 Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.